

意見書

令和8年9月4日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和8年9月4日に開催した令和8年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業3箇所、街路事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

2番 いっばんこくどう 一般国道477号 ごう 菰野バイパス こもの

2番については、平成20年度に事業に着手し、平成28年度、令和3年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、2番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

3番 いっばんこくどう 一般国道368号 ごう 上長瀬 かみながせ

3番については、平成19年度に事業に着手し、平成28年度、令和3年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、3番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。緊急輸送道路として重要性が高いため、事業の計画的な執行を図り、早期完了に努められたい。

（３）道路事業【再評価対象事業】

４番 しゅようちほうどうえのなばりせん 主要地方道上野名張線 くらもち（蔵持）

４番については、平成２９年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、１回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、４番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（４）街路事業【再評価対象事業】

１２番 としけいかくどうろおわせこうしんでんせん 都市計画道路尾鷲港新田線

１２番については、平成２９年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、１回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、１２番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。